

税理士試験必修教科書 国税徴収法【第2版】 2019年改正点

【追加項目】

2019年の改正により、参加差押をした税務署長は換価催告による換価がされないときには、自ら換価を行うことができるようになりました。従いまして下記内容をテキストに追加してください。

追加箇所

テキスト 8-15 4. 換価遅延に対し催告ができる効力の後ろに

「5. 参加差押に係る税務署長による換価」として割込み

(1) 参加差押に係る税務署長による換価（徴89条の2①）

参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（以下「参加差押不動産」という。）が、換価の催告をしてもなお換価に付されないときは、当該滞納処分をした行政機関等の同意を得て、参加差押不動産につき換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができる。

ただし、参加差押不動産につき強制執行若しくは担保権の実行としての競売が開始されているとき、又は国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

(2) 差押機関の同意（徴89条の2②）

上記（1）の滞納処分をした行政機関等は、参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意の求めがあつた場合において、その換価の執行を相当と認めるときは、これに同意するものとする。

ただし、この滞納処分による差押えに係る不動産につき既に他の参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をしているときは、この限りでない。

(3) 換価執行決定の告知（徴89条の2③）

換価執行決定は、上記（1）の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意をした行政機関等（以下「換価同意行政機関等」という。）に告知することによってその効力を生ずる。

(4) 換価執行決定をした場合の通知（徴89条の2④）

換価執行決定をした税務署長（次条において「換価執行税務署長」という。）は、速やかに、その旨を滞納者及び参加差押不動産（換価執行決定をしたものに限る。）につき交付要求をした者に通知しなければならない。